

犯罪少年の「責任」はいかにして組織されうるか

秋本 光陽

本稿では、少年審判手続きにおいて犯罪少年の責任が組織される方法を、エスノメソドロロジーの視角から明らかにする。重大な少年事件が起きるたびに、少年たちの処分をめぐる議論は二分されてきた。少年法のあり方を批判し、責任原理を主軸とした手続きが要請される一方で、保護主義理念を主軸にして少年たちの立ち直りや更生を重視すべきとの要請もなされている。厳罰か保護か、あるいは責任原理か保護原理かという二分法のもとで、少年法の理念は揺れ動いている。しかし、法学的議論では、そもそも日本の少年法において責任と保護は相補的な関係にあることが論じられているのである。そこで本稿は、少年法特有の「保護における責任」「保護あつての責任」という法学上の枠組みにもとづいて、裁判官が犯罪少年の責任を組織するための方法を少年審判記録の分析をとおして明らかにする。本稿の取り組みは、少年司法のあり方について議論するための基盤を提供することに資するだろう。

1 はじめに

少年審判手続きにおいて、犯罪少年の「責任」はいかにして組織されうるのか。本稿の目的は、日本の少年法のアイデンティティともいえる「保護における責任」「保護あつての責任」という法学上の枠組みにしたがい、重大事件をおこした犯罪少年の責任が導出される方法をエスノメソドロロジーの視角から分析することである。

少年による重大な犯罪事件が発生するたびに、彼／彼女らの処分をめぐる世論は大きく二分されてきた。一方で、「いまの少年法は甘すぎる」「犯罪少年にもっと厳罰を加えてしかるべきだ」という主張がなされてきたことは、私たちもよく知るところである。しかしながら他方で、そうした犯罪少年たちには「より手厚い保護が必要である」「単なる処罰では根本的な問題の解決にはならない」などの主張も

同様に繰り返されている。厳罰かあるいは保護か、という二分法のもとで、犯罪少年の処分をめぐる世論は揺れ動いてきたのである（土井 1991 : 51）。

もともと、厳罰か保護かという二分法は、世論の反応ばかりに見出しうるものではない。少年司法の実務の立場からは、1970年代末以降の少年審判実務において司法的機能がことさらに強化されはじめたことが指摘されている。そうした動向の契機となったのは当時東京家庭裁判所所長であった矢口洪一による論考であるといわれるが、そのなかで彼は、家庭裁判所のもつ保護や教育的機能はあくまで司法的機能の準備的役割を担うものであり、司法的機能から離れて独立に存在するようなものではないと述べる。そして、それぞれの裁判官の裁量の個人差が生じることを避けるためには、形式的・迅速なる事件処理が必要だと主張したのであった（矢口 1979）。こうした主張を受け、とりわけ

1980年代以降の少年審判実務では司法的機能に重点がおかれ、もっぱら事件の大小や重大性にもとづく形式的・迅速な処分決定がなされてきたこと、その結果、少年司法のあるべき保護原理が縮小し、犯罪少年たちに厳罰を科すことにつながったことが指摘されている（全司法労働組合1984）。

ところが、法学上の議論においては、犯罪少年の責任と保護、ないし自律（autonomy）と保護の関係性は、決して対立したり矛盾したりするものではないと論じられている。森田（1999）によれば、日本の少年法はその施行当初から、当時のアメリカ少年司法モデルにおける純粋な保護主義や国親思想（パレンス・パトリエ）の理念を換骨奪胎し、独自に生成・展開を遂げてきたものである。そして、現行少年法もまた、少年に対する責任や保護を同時に内包しているものと述べる（森田1999）。また、今日のアメリカ少年司法が保護原理から責任原理への転換をはたしたことに對し、日本の少年司法はそうした単線的な変化ではなく、あくまで両者の相補的關係性のもとで展開することができたともいわれる（辻脇2005）。それゆえ、こうした議論にしたがえば、「保護における責任」あるいは「保護あつての責任」という独自のあり方にこそ、日本の少年法のアイデンティティが存在することになる¹。

さらに、「保護における責任」「保護あつての責任」という枠組みは、少年法上の責任概念を理解するうえでも重要な鍵となる。法学上の通説的見解によれば、少年法上の責任概念は、非行や犯罪をなした少年たちの行為に對した事後的な責任非難を意味するものではない。つまりそれは、処罰や制裁、非難としての法的責任を問うていないわけではない²。少年法上の法的責任とは、「（強制をともなう）保護処分を受け

るべき地位」として解釈されることによって、刑罰のような過去の行為への非難としてではなく、将来に予想される非行反復の可能性（再非行可能性）と、保護処分による矯正教育をとおして非行を克服し成長発達を遂げる可能性（矯正可能性）にもとづいて与えられる責任なのである（高内2003：104）。そして、こうした意味での責任は、倫理的責任をも兼ね備えている。というのも、上記の「矯正可能性」なる概念は、少年自身の自覚や主体的な努力に支えられた「成長発達可能性」という概念と表裏の關係にあるからだ（高内2003：104-5）。すなわち、いまだ生じてはいない将来の事態を予測し、そうした事態に對処しうる適切な状況を組織していく方針にこそ、少年法における責任概念の最大の特徴がある³。

そこで本稿は、先述したような厳罰と保護の二分法に則った（そのどちらであるべきかという）判断については留保し、少年法の「保護における責任」「保護あつての責任」なる法学上の枠組みにもとづいて、裁判官が犯罪少年の責任を組織する方法を分析する。少年審判という実践のなかで行われる活動の内実が明らかにされなければ、厳罰か保護かという二項対立的議論のみならず、「保護における責任」「保護あつての責任」なる法学上の議論もまた、宙に浮いたまま論じられつづけることになりかねない。それゆえ、本稿の取り組みは、少年司法のあり方を把握したり判断を下すための、ひいては将来的な展望を論じるための基盤を提供するものとして、法学上の議論および実務上の議論にも資するものと思われる。

本稿の構成は以下のとおりである。2章では法学分野の議論をふまえ、少年審判手続きの對象とそれを把握するための手段について述べたうえで、裁判官はこれらの對象や手段をとおし

て、そのつど「合理的裁量」を行使すべきことが要請されている点を確認する。3章では、本稿の分析視角および分析資料について述べる。そのうえで4章では、1980年代半ばに起きた少年による殺人事件の少年審判記録を素材に分析を行う。

2 少年審判手続きの対象と手段

2章では法学分野の議論にしたがい、少年審判手続きの対象とそれを把握するための手段について確認する。少年審判手続きは公判手続きとは異なり、審理における「非形式性」、および家庭裁判所の「職権主義」を採用する点に特徴をもつ。そしてこのことから、少年審判手続きにて行われる司法的判断は、裁判官の「合理的裁量」によって担保されているといわれている（川出2008：150-151）。少年審判手続きにおいて、少年法の「保護における責任」「保護あつての責任」なる枠組みが具現される方法は、裁判官の裁量がどこで、どのようにはたらくのかという点と密接に関係している。よって以下では、裁判官の合理的裁量が発揮されるポイントとして、審判対象である（1）非行事実の認定、（2）犯情の軽重の判断と、（3）それらの判断を裏付ける手段としての人間諸科学の活用（少年司法の「科学主義」）について順に確認し、少年審判手続きの概観を示しておきたい。

2-1 非行事実の認定

すでに述べたように、少年法上の責任概念は、再非行可能性と矯正可能性（成長発達可能性）という、非行少年の要保護性が主軸となっている。とはいえ、少年審判手続きで扱うべき対象はそればかりではない。犯罪をなした少年、す

なわち「罪を犯した少年」を審判に付すためには、彼／彼女の非行事実（犯罪事実）の存在が認定されなくてはならないからだ。言い換えれば、少年の非行性向やその克服の可能性を判断するためには、まずもって非行や犯罪と認定される行為事実が存在しなくてはならないのである。そのため以下ではまず、少年法が対象とする非行事実（犯罪事実）の位置づけをめぐる解釈について確認する。

従来、少年法解釈における中心的な議論は、非行事実（犯罪事実）と要保護性との関係性をめぐって争われてきたといつてよい。まず、現行少年法が施行された当初には、少年審判の対象はあくまで非行少年の要保護性のみで足りるとする「人格重視説」なる見解が存在していたという（岩井1998：104-5）。この説は、少年の健全育成の実現にあたり、少年審判手続きはあくまで非行少年の「保護」を目的とするものであることに重点をおいた見解であるが、そもそもこうした見解を採用する裁判官は少数派であり、さらにはその妥当性についても多くの批判が寄せられてきたという。というのも、「人格重視説」を採るかぎり、保護処分が当該少年の自由を拘束する不利益処分でもあることの正当性を説明できないからである。少年が実際に非行や犯罪をなした事実が認定されないにもかかわらず、要保護性を根拠にして強制的処分を与えることは、少年やその関係者への人権侵害にほかならない（早川1967：11-5）⁴。

それゆえ、現在までの多数派の見解として、非行事実（犯罪事実）と要保護性をともに少年審判の対象だと見なす「非行事実重視説」という学説が採用されている。ここで重要なことは、この見解においては、非行事実（犯罪事実）と要保護性はもはや対置させるべき関係性にはない、という点である。非行事実も要保護性も

ともに少年審判の対象と見なすべきこと、さらには認定された非行事実の軽重から要保護性の程度が判断されることにおいて、両者はおよそ相関するものとして位置づけられているのである。

犯罪への誘因があっても、規範意識が内面化され状況の判断力、感情・行動の統制力が備わっていれば通常思いとどまることができる。他の少年が避けられる犯罪（特に重大な犯罪）に走る少年には性格・環境的に根深い問題がある場合が少なくないので、大半の事件では非行事実の軽重と要保護性の程度は相関する。（廣瀬 1998：123）

このように現在の少年法学説をめぐる議論のなかでは、人権保障という観点からも、「要保護性のための非行事実」ないし「要保護性を把握する資料としての非行事実」として解釈することがふさわしいものと見なされている⁵。それゆえ、認定された非行事実（犯罪事実）を審判手続きのなかでどのように位置づけるべきかという判断は、少年が抱える問題点の程度に即して、裁判官の合理的裁量によって下されることになる。

2-2 犯情の軽重の把握

つぎに、犯情の軽重とその解釈について確認する。一般的に、犯行に至った諸事情を「犯情」と呼ぶが、そのなかには犯行の動機や目的、手段、方法、態様、共犯関係などが含まれる。2-1でみたように、少年保護手続きにおいては非行事実も審判対象とすること、さらに「要保護性のための非行事実」「要保護性を把握する資料としての非行事実」という見解が採られていた。こうした見解は、少年の個人的な問題

点の解明にあてられているという意味で、少年司法の個別処遇の原則とも親和的である。

だがその一方で、非行事実（犯罪事実）を審理の対象とみなすという見解は、非行や犯罪に至った状況や諸事情も考慮されねばならないことを意味する。そして、非行や犯罪に至った状況や諸事情とは、かならずしも少年個人へと帰属しうるものとはかぎらない。それゆえ、犯情を把握するという活動は、すぐれて個人的な問題点から導かれる少年の要保護性を判断する活動とのあいだで、根本的な矛盾を生じさせてしまう。言いかえれば、事件にかんする原因理解のあり方を、ある特定の状況や関係性に起因する問題なのか、それともあくまで個人に起因する問題なのかという対立項におく可能性があるということである。

学説の状況としても、大きく2つの見解が存在するといわれている。ひとつは、少年審判があくまで個別化された手続きである以上、非行や犯罪事実認められる犯情のちがいは、それぞれの少年がもつ要保護性によって処分決定を行うべきとする見解である（安藤 1982：257）。もうひとつは、少年の非行や犯罪事実、および犯情の程度に照らして、処分決定を行うべきとする見解である（平場 1989）。たしかに、一方では、いくら犯行の性格を検討したところでその背後にある少年ごとの問題点がかならずしも明らかにはなるわけではない。他方で、とりわけ複数の少年たちが関与している事件においては、結果に至った経緯や少年どうしの役割関係などを深く理解しなければ、処分決定の公平性や妥当性を得ることはむずかしいだろう。

とはいえ、過去の少年審判例を検討した法学上の議論によれば、前者の見解に立つ審判例であるにせよ、後者の見解に立つ審判例であるにせよ、これまでいずれも犯情と要保護性の双方

を考慮したうえで処分選択がなされてきたこともまた指摘されている（鈴木 1998：110-1）。このことから、実際の審判手続きにおいては、裁判官には双方の学説上のバランスを保ちながらそのつど妥当性をもつ判断を下すことが要求されていることがわかる。

少年の保護育成を指導理念とする少年審判においては、処遇の選択は各少年の要保護性の程度に応じて個別的になされるべきものであるから（個別処遇の原則）、犯情は処遇選択の一要素にすぎず、犯情のみを比較して共犯者間の処分の均衡を論じることは相当ではない。（中略）問題は、共犯者間の犯情の違いを処遇の選択にどのように反映させるべきかである。結論的には、少年の納得の利益と、少年の抱える問題性の大きさを比較考量し、共犯者間の犯情の違いを処遇選択に反映させることが相当であるか否かの判断になると思われる（鈴木 1998：111）。

このように、裁判官は少年の抱える資質や環境上の問題点の大きさとの比較考量を経たうえで、犯情の軽重を審理の対象とするかどうかを決定することになる。したがって、犯情の軽重を考慮するか否か、さらに考慮するのであれば、少年の問題点とどのようにして関係づけるのかという判断もまた、裁判官の合理的裁量によって担保される対象なのである。

2-3 少年司法における「科学主義」とその活用

少年審判手続きでは、少年の要保護性を把握するために非行事実（犯罪事実）を審理の対象と見なすべきこと、さらに少年の抱える問題点と比較考量しつつ、犯情の軽重も審理の対象と

すべきことが示された。そのうえで、家庭裁判所の審理の手段として、裁判官には社会調査を活用することが求められている。社会調査とは、教育学や心理学、社会学、社会福祉学、医学などの人間諸科学の専門的知識をもつ家庭裁判所調査官によって実施される、少年の資質や環境上の問題点についての調査を指す。裁判官は事実認定にかかわる法的調査を実施したあとで、社会調査結果を参照し、それを証拠として活用することによって、当該少年にとっての適切な処分決定を行うことが要求されている。

事件の調査について規定した少年法8条には、「①家庭裁判所は、……審判に付すべき少年があると思料するときは、事件について調査しなければならない」こと、「②家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に命じて、少年、保護者又は参考人の取調その他の必要な調査を行わせることができる」ことが述べられている（少年法8条）。また、調査の方針を規定した少年法9条には、「調査は、なるべく、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない」旨が明記されている（少年法9条）。一般的にはこの9条規定を指して少年司法の「科学主義」と呼ぶことも多いが、それはたとえばつぎのように解説されるものである。

……社会調査の目的は、当該少年の要保護性の判断資料を収集し、適切な処遇決定に資することにある。そのためには「なぜこの少年が、今この非行か」という非行発現のメカニズムを解明しなければならない。少年の動機、犯行に至る状況等を始め、動機の背後にある欲求や葛藤等に迫るには、少年の人格、

その形成過程に大きな影響を与える保護者を始めとする家庭、家族の変遷と養育状況等を調査して、それらの相互関係、因果関係を分析する必要がある。(中略)これらの諸点に留意しながら、質の高い情報資料を収集し、分析していく上で人間関係諸科学の知識と技法は必須となる。(加藤 2012: 166)

さて、社会調査のあり方や審判での科学活用のあり方についても、さまざまな視点から検討が行われてきた。たとえば井上(1970)では、自明の理のごとく考えられてきた調査の科学性の内実が考察されている。井上によれば、調査には「分析」的側面と「教育」的側面、あるいは「研究的色彩」と「臨床的色彩」とがある。前者においては、事実を発見すること(fact-finding)が目的とされ、対象群のなかに普遍的なものを発見して抽象化することや、一般的状況を説明することが社会調査の科学性を意味する。他方で、後者においては、治療すること(treatment oriented)が目的とされ、ある特定の対象における具体的事象を、特定の状況をふまえたうえで説明することが社会調査の科学性を意味するという(井上 1970:373)。また、少年司法の科学主義理念の問題性を扱った岡田(2012)では、少年の資質的・環境的な問題点が記載された社会調査の結果が、重大事件の審理において当該少年の未熟性を映し出す証拠としても、行為態様の悪質性を裏付ける証拠としても活用される危険性について論じられている(岡田 2012)⁶。

これらの議論をふまえれば、社会調査を実施するにあたり、家庭裁判所調査官がいかなる科学観を保持するかによって少年の問題点の説明様式も異なるということ、さらにはそうした性格をもつ社会調査結果を、裁判官がいかにして

審判での証拠として活用するかによって、決定される処分もおおいに異なるということが理解されよう。したがって、科学的証拠の活用という手段においてもまた、裁判官には法的調査との関係性をふまえ、得られた調査結果を適宜選択・配置し、当該少年にとってふさわしい処分選択に結びつけていくための合理的な判断が要求されている。

3 本論文の分析視角と資料

前章では、非行事実(犯罪事実)や犯情の軽重という審判の対象と、人間諸科学の専門的知識に支えられた社会調査結果の活用という審判の手段について確認した。また、裁判官には、個々の手続きにおいてそのつど合理的な裁量が要求される点について述べた。本稿では、犯罪少年の責任が導出されていく方法を検討するために、以上の諸点が少年審判の実践のなかにどのように組み込まれ、互いに関係づけられ、特定の処分へと帰結するのかという過程を経験的にたどっていく。そのために本稿は、エスノメソドロジーの視角から少年審判記録の分析を試みる。とりわけ、エスノメソドロジストのA.Cicourel(1968)による古典的研究方針は、いまなお少年審判研究のための重要な糸口になると思われる。

Cicourelの方針はおおよそつぎのようなものである。社会現象の経験的分析のためには、あらかじめ同定・分節化された行為を指定したうえで説明を組み立てるような、再構成された論理(reconstructed logic of action meaning)を前提することはできない。審判実務において一連の出来事が「誰によって」「何が」「どのように」実行されたのかについて問われるとき、少年司法の諸アクターは、そのつど当該事件にお

ける「事実」(What happened)の理解可能性をめぐり争うことになる。そして、過去のある日時や場所や状況においてなされた「事実」を審判のなかで再構成するためには、単に少年司法組織の慣行にしたがってればよいわけではない。なぜなら、少年司法の専門的知識をもつ彼らもまた、社会成員としての日常的知識を用いて、そのつど出来事や状況の理解可能性を作り出し個々の場面を組織せざるをえないからだ。それゆえ少年司法の活動は、社会成員(としての少年司法の専門家)がそのつど自他の行為や出来事に意味を与え合うなかで使用している論理(logic-in-use of act meaning)から考察されなくてはならないのである(Cicourel 1968)。以上のCicourelの方針にしたがい、本稿もまた、審判手続きにおいて裁判官がそのつど「事実」を構成するために使用している方法や論理へと着目したい。

分析資料には、最高裁判所事務総局編『家庭裁判月報』に収録された、少年保護事件の審判記録を使用する⁷。事例選択の基準としてはつぎの点を挙げることができる。はじめに述べたように1980年代以降の少年審判手続きにおいて、とりわけ重大事件の審理においては、事件結果の大小や重大性にもとづく処分決定が顕著になったと実務の立場から指摘されていた。そこで本稿では、1980年代以降の重大事件の審判記録のなかで、2章で確認したような非行事実(犯罪事実)、犯情の軽重、社会調査にもとづく科学的証拠の活用という諸点を備えた事例を分析対象とする。

具体的には、次章で扱う事例は2人の少年の共謀による殺人事件であるが、審判では非行事実(犯罪事実)や犯情の軽重にかんする法的調査に加え、社会調査にもとづく要保護性判断が行われた結果、それぞれの少年に異なる処分

決定が言い渡されることになった。本稿の対象とする少年は、最終的に中等少年院送致が決定されたものである。次章では、裁判官による「罪となるべき事実」の認定、事件にかんする「特殊な事情」の把握、科学的証拠の活用の過程を順にたどりながら、犯罪少年の責任が導出される方法を検討していく。

4 少年審判手続きにおける司法的実践

4-1 事件の概要と「罪となるべき事実」

以下では、実際の少年審判記録における処分決定理由の分析をとおして、裁判官が社会調査から得られた情報を活用し、将来の成長発達に向けた少年の責任を導くための方法を検討する。素材として扱うのは、昭和60年の秋田家庭裁判所において処遇決定がなされた、殺人保護事件の審判事例である(秋田家/昭60(少)1062号/昭60.12.2決定)⁸。少年に対する裁判事項は以下のとおりである。

[裁判事項]

水産高校の漁業実習船において、同僚実習生の求めに応じ、共同して他の同僚実習生を殺害した少年に対する殺人保護事件について、犯行に関与した経緯、共犯少年との犯情の軽重等を考慮して、少年を中等少年院に送致した事例

[参照条文] 少年法24条1項3号

まずは「罪となるべき事実」に記載された事項をもとに、事件の概要を確認しよう。この事件は、秋田県の〇〇水産高校に在籍する当時17歳のAと、その同級生である少年によって実行された殺人事件である⁹。昭和60年(1985年)の9月、Aと少年らは上記水産高校におけ

る外洋漁業実習のため、インド洋沖バリ島南端から南南西付近を航海中の漁業船〇〇丸に乗り込み実習を行っていた。長い期間にわたる航海実習だったこともあり、Aは当時交際していた女性との再会を早めたいという思いを次第につのらせ、実習を打ち切らせるために、同じく漁業実習船に乗っていた同級生のB（当時17歳）を船上から海中に投げ込んで殺害することを決意した。少年はAから犯行を手伝うよう求められたため、これに応諾し、共謀のうでBの身体を持ち上げて海中に投げ込み殺害した、というものである。なお、本章で検討する少年審判が対象としているのは、上述の「少年」の殺人保護事件である。先に確認したように、この少年には保護処分として自由剥奪をとともなう中等少年院送致の決定がなされた一方で、Aは同じく少年審判を経たあとに検察官送致決定（秋田家／昭60（少）1061号／昭60.12.2検察官送致決定）がなされた。

そこで、まずは少年に適用された罪状である刑法199条および刑法60条の内容を確認しておきたい。まず刑法199条が定めるのは「殺人罪」であるが、もちろんこれを適用するためには、Aと少年による海中に投げ込むという行為が被害者Bを死亡させた、という事実が認定される必要がある。この点について、漁業実習船が航海していた付近の天候は風が強く被害者Bが依れるような浮遊物が見当たらなかったこと、被害者Bの遊泳能力にはまったく期待できないこと、付近の海域には鮫やシャチなどが多く生息していることなどから、現場を捜索しても何も証拠が出ない以上、被害者の生存の可能性はないものと認定されている。よって被害者Bの死亡と、少年の「殺人罪」は合理的な疑いをささむ余地なく成立している。また、少年の処遇理由との関係性からより重要と

なる「共同正犯」を規定した刑法60条には、「2人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする」旨が述べられている。事実認定において示されているように、被害者Bを甲板に誘い出したのは少年であり、その後「Aが右Bの右脚を、少年が右Bの左脚をそれぞれ抱き上げて同人を海中に投げ込んだ」という事実が認められている以上は、少年は刑法60条に該当する「共同して犯罪を実行した者」のひとりであることは明らかである¹⁰。

したがって、以上からすれば、少年の非行事実（犯罪事実）とは「Aとの共謀のうで被害者Bを殺害したこと」といえるだろう。たしかに、これらの事実の認定は、Aと少年の行為の悪質性を映し出し、処罰や制裁への志向を高めることになるにちがいない。実際、事実認定がなされたあと、裁判官はこの事件を「極めて兇悪にして社会を聳動せしめた事案」だとして、まずAの犯行についてつぎのように述べている。

本件は、主謀者のAが、単に交際中の女性との再会を早めたいとの誠に身勝手な一念から、同僚実習生の転落事故による漁業実習打ち切りの結果を目論み、日頃子分のように付き従わせていた少年をも共犯として、真面目かつ成績優秀で信望もあつた被害者Bを、甲板上で星を見るなどして安心し切っていた状況下で、突如暗夜の鮫ひそむインド洋海中に投げ込んだという極めて兇悪にして社会を聳動せしめた事案であつて、志望就職先も決まり将来に胸をふくらませ、正に青春の真只中にあつたところを一瞬のうちに苦海に突き落とされ冥界に引き込まれた被害者の無念を察するに余りあるところであり、海の男の友情を育むべき遠洋の船上でのかかる残虐非道、

冷酷無慈悲な犯行は人天共に許さざる所業というべきである。[93、以下『家庭裁判月報』の項数を示す]

そのうえで、Aと同様、少年の犯行の悪質性についても指摘されている。

主謀者Aに、被害者を海に落とすことを「手伝え」と言われるままに唯々諾々と、被害者を甲板上へ「ゴミ捨てを手伝ってほしい」として誘い出し、Aと二人して被害者の足を片方ずつ抱き上げ、正にゴミの如くに海に投げ捨てた少年の所為も、まことに悪質というほかないのであつて、両名を絶対に許すことができない、一生許さないとして嚴重処罰を求める遺族の感情も親として当然というべきである。[93]

行為態様の悪質性や事件の重大性へと目を向けるなら、上記引用のすぐあとに裁判官が「以上の諸点を鑑みれば、少年を刑事処分相当として検察官に送致することも十分考えられるところである」[93]と述べていることも、被害者遺族の悲痛な感情や応報的な社会感情をふまえたうえで言明として理解することができるだろう。そのなかでは、Aと少年は端的に「両名」と名指されることがふさわしいのである。

では、このように、「まことに悪質」な少年を検察官送致し、嚴重処罰を与えることも十分考えられるとまでいわれながらも、なぜ最終的に中等少年院送致という保護処分が選択されたのだろうか。言いかえれば、少年に対する保護処分決定を言い渡すために、裁判官は一体いかにして犯罪事実と要保護性との相関を見出すことができたのであろうか。つぎに、裁判官が認めたこの事件の「特殊な事情」とはいかなる

ものであったのかを確認する。

4-2 事件の「特殊な事情」の把握

さて、事実認定で指摘されていたように、そもそもこの事件に少年が加担することになったのは、Aから犯行を手伝うよう求められたからである。そしてその後、少年が被害者Bを実際に甲板上へと誘い出し、片足をもって海への投下に協力し殺害した、というものが認定された犯罪事実であった。つまり、事実認定から出来事を理解するなら、この事件はまぎれもなく「2人の加害者による共謀」によるものとなる。

ところがその一方で、じつはこの事件には、少年がみずからの意思で積極的に犯行にコミットしたとは言いがたい経緯や事情が存在したといわれる。処遇理由の検討にあたり、裁判官は「本件において少年が犯行に関与するに至る経緯については、次に述べるような特殊な事情が随伴することを看過することができない」[93-94]と述べ、つぎのように続けている。Aと少年の関係性について述べられた、「特殊な事情」にあたる部分を引用する（以下、引用中の「同人」という表記は便宜上「A」と表記し直す）。

少年は……本件漁業実習においては、たまたまAと同室の部屋割りとなり、Aに命ぜられるままにAと行動を共にし、風呂には道具を持たされて同行させられ、下着を洗濯させられ、カツプラーメンを作らされるなど小間使いの如くに随使されると共に、その間出港前と同様に理由もなく思い切り殴打されたり、後記のように海に落とすまねをされたりしていたものであること、Aは、出港前から漁業実習に出ることを嫌い、他の生徒もいるところで少年に対し「誰かが海に落ちれば早

く出港できる。出港したらお前を落とすから泳いで帰れ」等と述べていたうえ、出港後何度か……ふざけの雰囲気ではあるが、少年の身体を突如後から押すなどして海へ落とすまねをするなどしていた [94]

漁業実習船の出港前から A による少年へのいじめが続いていたこと、さらには出港後においても、A は少年に対する暴力や海へ突き落とすまねをするなどの行為をくり返していたことが指摘されている。こうした A の少年に対する行為は、事件がおきる前夜には、より直接的な脅迫行為となってあらわれることになる。たとえば、A を含む生徒たち（審判記録のなかでは C と表記されている）による「いきなり少年の口をガムテープで塞ごうとし、これが不成功に終わるや、……少年の両手を後ろ手にガムテープで何重かに巻いて縛り、口を塞ぐべき顔も何重かに巻いた」[94] などの行為は、少年に対してきわめて強い恐怖心を与えるものであったという。

少年は非常な畏怖を覚え、さらに、A に命じられて犯行のため B を甲板に誘い出す直前、自室において A から今度は「お前一人で落とせ」と言われたうえ、こうして落とすのだ、として A から身体を持ち上げられたため、言われた通りにしないと自分が海に落とされるといふ不安がますます募った [94-95]

おそらく、裁判官によって提示されたいじめや脅迫などの「特殊な事情」からすれば、この事件を単に「2 人の加害者による共謀」とみなしたうえで、A と少年の両名に対して厳重な刑事処罰を与えるばかりでは不十分であることを理解可能にさせるだろう。とはいえ、こうした

事情が考慮されたからといって、事件の重大性や少年の行為態様の悪質性にかんする裁判官の先の判断が取り下げられるわけではない。それゆえ裁判官には、事件の原因の一端を少年自身に帰属しながらも、同時に、いじめや脅迫などの「特殊な事情」をも考慮に入れるための方法が求められることになる。

まず、A と少年との関係性は、いじめる者といじめられる者の、あるいは脅迫者と被脅迫者の関係性としてとらえることができる。また、そうしたカテゴリーのもとで彼らを理解するならば、この事件にかんする一連の出来事の原因を学校や海上での隔離された船上というコンテキストのなかで理解すること、つまり「少年が犯行に加担してしまったのは学校でのいじめや船上での脅迫があったからだ」と理解することも可能であろう。しかし、法的調査をとおして裁判官が行っているのは、少年どうしの関係性や船上での具体的事情を指摘することばかりではない。むしろ、ここで裁判官が目をつけているのは、少年の個人的なパーソナリティの問題点なのである。すなわちそれは、「少年が犯行に及んだのは彼のパーソナリティに問題があるからだ」と推論することにほかならない。

すなわち、少年は、生来自分に自信がなく、自己表出力が劣弱で、また他人と喧嘩をするなどの事を構えることができず回避的逃避的に対応してしまう社会的に未熟な人格を有しているところ、〇〇水産高校入学後 1 年間は、中学が同窓で力の強い先輩の庇護の下にあつて比較的穏やかな学校生活を過ごしたが、高校 2 年になつてからは、その先輩も卒業し、同級生の中でも最も力の弱い方に属する者として本件被害者 B と共に、A の格個（本文ママ）のいじめの対象とされていた [94]

この点にかんして、J.Coulter (1989) の「パーソナリティ・カテゴリー」の議論が参考になるだろう。日常的に私たちは、他者の行いを特定のパーソナリティ・カテゴリーのもとで理解している。それぞれのカテゴリーには、特定の活動傾向への期待が密接に結びついている。たとえば、私が「ほめる」という意図のもとで、いま目の前にいる相手に賞賛の言葉を投げかけたとしよう。私が「紳士的な人」だと見なされているなら、相手はその行為を、まさに私のパーソナリティゆえになされたものだと判断するだろう。ところが、もし私が「いじわるな人」とカテゴライズされるなら、相手にとって私の行為は「皮肉をいう」こととして現れるかもしれない。Coulter が挙げるように、「攻撃的な」「勤勉な」「卑劣な」「威厳のある」「信用できる」「気難しい」「勇敢な」「神経過敏な」などの多様なカテゴリーを活用しながら、私たち社会成員はそのとき・その場での「事実」のもっともらしさを提示することができるわけだ。パーソナリティ・カテゴリーと活動傾向との規範的な結びつきは、個々の出来事によっては覆されえないものである (Coulter 1989 : 105) ¹¹。

同様に、少年のパーソナリティには「生来自分に自信がない」「自己表出力が劣弱」などの表現が与えられている。こうしたパーソナリティが指摘されることによって、少年が犯行に際して A から命じられるままに唯々諾々と追従した、という先の事実認定部分でなされた裁判官による記述とも結びつくことができるだろう。裁判官にとって少年のパーソナリティの問題点に言及することは、犯行の原因の一端を少年自身へと帰属しつつ、かつ A との犯情のちがいを効果的に映し出すための方法なのである。

また、引用においては少年だけでなく被害者 B も A のいじめの標的にされていたという事実と言及されている。そのため、単に少年のパーソナリティの問題点に言及するだけでは、「この少年だから追従したのだ」という説明は成り立たないことになるだろう。A からのいじめの標的にされるような弱い立場におかれていたのであれば、被害者 B も少年と同様に、直接的な脅迫行為を前にして追従する可能性があったのではないかと推論することも可能であるからだ。そこで、パーソナリティ・カテゴリーは少年と被害者 B との差異化をはかることにも使用されていくのである。上記引用のすぐあとにおかれた、少年と被害者 B との関係性について述べられた部分を見てみよう。

少年は……同級生の中でも最も力の弱い方に属する者として本件被害者 B と共に、A の格個のいじめの対象とされていたのであり、特に少年は、頭も切れ自尊心も高く A に反発する姿勢も示していた B と異なり、連日のように暴力を振るわれながら A に全く反発できず、追従笑いで内心の嫌悪を秘しながら、A に常にあごで使われて使い走りする日常となり、他の生徒から A の子分とみられていたものである [94]

少年と被害者 B とのあいだに対照性が作り出されていることがわかる。そして、こうした対照性は、「同調したこと」や「追従したこと」の原因をほかでもなく少年個人のパーソナリティへと帰属することを可能にしているように思われる。法的調査において、いったん被害者 B が「自尊心が高い」パーソナリティをもつ人物だとカテゴライズされ、そのカテゴリーが「他者に同調しにくい」という活動傾向と（規範的

に) 結びつくものであるなら、少年とはきわめて対照的な人物像を描き出すこともおおいに可能となる。

したがって、裁判官による説明のなかでは、学校でのいじめも船上での脅迫があったという事情も、決して等閑視されているわけではない。そうではなく、裁判官がここで行っているのは、Aによるいじめの標的とされていた事実を前提することで、少年と被害者Bのあいだに明確な境界線を引くことなのである。すなわち、日常的にどちらもAのいじめの標的にされるような弱い立場におかれていたにもかかわらず、一方で少年は命令に容易に追従する人間であり、他方でBはそれに反発する姿勢を見せるような人間であったのだ、と。それゆえ、もし事件当日、船上において被害者Bが少年と同じ状況におかれていたとしても、Aからの命令や脅迫に屈することも従うこともなかっただろう、という推論さえ可能であるだろう。こうした推論から、たとえ船上で脅迫がなされても「誰もが従うわけではない」という判断のもっともらしさが産出されているのである。

4-3 科学的証拠の活用と「生育環境」への原因帰属

前節で述べたように、裁判官は高校生活におけるAからのいじめ、さらには船上における直接的な脅迫行為の存在を考慮しつつも、単にそうした事情のみを事件の原因と判断しているわけではない。むしろ法的調査において裁判官が行っていたのは、主謀者Aや被害者Bとの関係性をパーソナリティ・カテゴリーにもとづいて推論することによって、犯行の原因の一端を少年個人の資質上の問題点へと帰属しつつ、かつ少年の犯情の軽さを提示することであった。そのうえで、法的調査の結果として、さし

あたり以下のような判断が下されている。

これらの事実を、少年が、遠洋航海中という閉塞された特殊な環境下で、しかも日頃嫌悪しながらも顧使されるがままだったAと同室とされ、殆ど常にその実力下におかれていた状況に照らしあわせると、何ら含むところなく、かえって周囲から比較的仲が良いとみられており、また、同じいじめの被害者で同情をこそかけるべきBを、Aに言われるまま、暗闇の海に投げ込んだ所業にも、そこに至る経緯においていささか同情の余地があるというべきであり、実行面においては、むしろ少年の方が、被害者を誘い出している分だけ分担部分が多いとはいえ、以上の経緯に照らせば、少年はAの道具として使われた面が強く、犯行の主謀者であり、主導的積極的に遂行したAに比べ、少年の犯情が軽いことは否定することができない。[95]

ここで重要なことは、少年審判において、犯情の軽重という対象がおかれる位置である。刑事事件の公判でも犯罪事実そのもののほかに、量刑事情としての情状事実が問題となることはたしかにある。しかし、それはあくまで被告人の犯罪事実に対応する刑罰を決定するためのリソースなのである(川出2008:149)。他方で、前節で見たように、Aに比べて少年の犯情が軽いという事情は、まさに少年個人のパーソナリティの問題点と結びつけられることによって理解されていた。そしてこうした少年のパーソナリティの問題点は、裁判官が最終的な処分決定を行うためのリソース(すなわち要保護性があると判断するためのリソース)として、少年審判手続きでは非常に大きな役割をはたすことになる。

では、少年がパーソナリティの問題点をもつという判断の客観性は、一体いかなる説明によって担保されていくのだろうか。人間諸科学の知識を動員した調査結果は、まさにここにおいて活用されることになる。Cicourel にならえば、少年の資質や家族構成などにかんする証拠を手がかりにして、事件にかんする「事実」(What happened)を読み解く方法 (transformed by invoking an ideology to reread the “facts”) が使用されるということになる (Cicourel 1968 : 327)。裁判官によって家庭裁判所および少年鑑別所の調査結果が引用されている部分を確認する。

少年の資質・環境上の問題点は、家庭裁判所調査官作成の少年調査票、秋田少年鑑別所作成の鑑別結果通知書に記載のとおりであるから、これらをここに引用するが、少年は、知能はIQ - 97で普通域にあるが、放任されて育ち、家族との心的交流も十分でないままに生育し、幼児から親の期待を先取りして表向きは比較的「いい子」を通してきたためか、感受性が鈍く、精神内容が貧困で、自己表出力に劣り、自身がないため他に同調し易く、同調することによって困難場面を回避し、自己顕示を図ろうとする、言われることはやるものの自主性、自発性に乏しく無気力になり易い、一旦固定観念にとらわれるとなかなか脱却できない、等の性格上の問題点があることが認められる。[95]

少年の性格にかんする問題点として、「感受性が鈍く精神内容が貧困であること」、「自己表出力に劣り自身がないため、他に同調しやすく、同調することで自己顕示を図ったり困難を回避したりすること」、「言われることはやるが

自主性・自発性に乏しく無気力になりやすいこと」、「一旦固定観念にとらわれるとなかなか脱却できないこと」などが挙げられている。少年調査票および鑑別結果通知書に記載されたこうした少年の資質上の問題点は、裁判官が犯情をめぐる法的調査のなかで行った少年のパーソナリティにかんする説明（「生来自分に自信がない」「自己表出力が劣弱」）とも整合性をもつように思われる。

さらに、こうした少年の資質上の問題点は、引用の前半部分で言及されるような生育環境の問題点と強く結びついていもいる。「放任されて育ったこと」や「家族との心的交流も十分でないまま生育したこと」、「幼児から親の期待を先取りして表向きは比較的『いい子』を通してきたこと」などは、先の少年の資質上の問題点が形成された原因としての理解可能性をもつ。おそらく審判記録の読み手である私たちもまた、少年が心的交流のない放任家庭で育ったという事実と、少年自身が資質上の問題点をもつという事実を、因果関係のもとで理解することができる。あるいは、少年のパーソナリティの問題点は、「放任家庭」という文脈のもとで、彼を「息子」として理解することにより支えられているといってもよいだろう。このように、人間諸科学の知識にもとづく調査結果は、「家庭」というコンテキストを持ち出すことによって、少年が資質上の問題点をもつことのもっともらしさを提示しているのである。

そして家庭の生育環境と少年のパーソナリティとの連関は、裁判官が法的調査のなかで提示したような、少年が犯行に加担した事実、およびいじめ・脅迫がなされていたという事情とのあいだで、順接関係を保つことになる。また、たとえ脅迫がなされたとしても誰もが従うわけではないという先の推論も、家族との心的交流

もない放任家庭であるという生育環境の特殊性と、それによって形成された少年の生来のパーソナリティの固有性によって裏付けられることになるだろう。すなわち、パーソナリティ・カテゴリーを適用することで裁判官が提示しえた判断や推論は、社会調査結果と接合されることによって、人間諸科学の知識にもとづく「科学的な証拠に裏付けられた事実」となりえているのである。

4-4 将来的可能性としての「責任」はいかにして導かれたか

では最後に、以上で検討してきた事からの帰結として、裁判官がいかにして少年の「責任」を提示しえたのかについて見ていく。あらためて述べておけば、少年法上の責任を支える要保護性の構成要素（再非行可能性、矯正可能性）は、「再非行の危険性は、保護を加えないで放置するならば、将来において非行・犯罪を繰り返す可能性を意味」し、「これに対して、矯正の可能性は、保護処分によって再犯を防止することの可能性を意味する」（斉藤 2012：299）と解説されている。まずは、保護を与えなければ将来的に再非行・再犯をくり返す可能性があると判断されている部分から検討していこう。裁判官は少年の資質的・環境的な問題点を指摘したあと、続けてつぎのような問題点を挙げている。

また、本件外洋実習においても、他少年からの指示もあつたようであるが、実習船への持込みを禁止されている煙草、ウイスキーを持込み、ことに煙草の持込量は計 46 個という大量で、一部を他の生徒に売る等しており、その他これまでに万引、電話によるいたずら等の逸脱行動もみられること等を合わせ考え

ると、少年の規範意識にはかなり問題があり、この点が前記の性格上の問題とあいまち、たとえ A の実力下で自我が委縮していたとはいえ、一人の生命を奪うことについて十分抑制力を動員しえなかつた要因をなしているというべきである。[95-96]

今回の犯行とは直接的には関係しない事件前の少年の行いが参照され、彼の「非行性」の存在を裏付ける証拠として提示されている。漁業実習船への大量の煙草や酒類の持ち込み、さらには万引きやいたずら電話などの逸脱行動から、少年の規範意識における問題点が指摘されているのである。ここで注目できるのは、「他少年からの指示もあつた」と説明されている部分である。先に検討した少年のパーソナリティの問題点を考慮すれば、少年の規範意識の問題点といわれるものもまた、他の少年からの指示さえあればそれに容易に追従してしまう傾向を指し示していると思われる。そのうえで、こうした少年の規範意識の問題点が、(A からの指示に容易に追従して)「一人の生命を奪う」というような今回の重大事件にさえつながってしまうと判断されているわけである。ここにおいて、少年の資質的な問題ないしそれらと結びついた規範意識の問題点が指摘されることで、少年が非行や犯罪を繰り返う可能性が判断されていると解釈できる。

つぎに、保護を与えれば再非行・再犯を防止することができるかと判断されている部分を検討する。裁判官は、事件後の少年の行動や状態に以下のような解釈を与えている。

ところで、少年は、本件犯行後帰途にある船内において、ひどく落ち込んだ状態となり、自室から出ることも少なく、食欲も減退して

茫然としており、あるときは足に大便をつけたまま部屋に戻るなどしたというのであつて、入港直前の昭和60年10月14日（Aに海に落とされる恐れも殆どなくなつた時点）まで教官に（投げ込んだという）真実を述べようとしなかつたとはいえ（犯行直後兩名から真実を打ち明けられていたC及び事前にAから手伝うことを持ちかけられて断つていたDは右の恐れのためついに本少年の申告以前には自ら申告することができなかつた）、友人に促されて教官に真実を申告したものであり、少年が良心の呵責に悩んでいたことが窺えると共に、少年なりの反省の情も窺え、前記の性格上、規範意識上の問題点も、その年齢、非行係属歴のないこと等に照らし十分矯正可能であるというべきである。[96]

少年が自身の犯行について苦悩し、反省の情を示していることが判断されたうえで、彼の矯正可能性（成長発達可能性）が読み解かれている。たとえば、少年の「自室から出ることも少なく、食欲も減退して茫然としており、あるときは足に大便をつけたまま部屋に戻るなどした」という奇異な行動や、そのあと「友人に促されて教官に真実を申告した」という事実は、家庭裁判所および鑑別所の調査結果において示されていたように、まさに「言われることはやるものの自主性、自発性に乏しく無気力になり易い」という少年のパーソナリティの問題点が表出されたものとして理解することも可能であろう。すなわち、ここで示された事件後の少年の行動ないし状態は、それじたい、矯正の対象だと見なすこともできるように思われる。

しかしその一方で、こうした事件後の少年の行動や状態を、裁判官は矯正や成長発達の可能性を示す手がかりとして用いている。少年が「ひ

どく落ち込んだ状態」であったことを「良心の呵責に悩んでいたこと」として、また事件を認知していた他少年がAを恐れて結局は真実を申告できなかった一方で、少年においては「友人に促されて教官に真実を申告した」ことを「反省の情があること」として解釈しているわけである。要するに、裁判官による少年の矯正や成長発達にかんする判断は、少年の資質や規範意識上の問題点の克服へと向けられたものであると同時に、そうした問題点が反映されている（とも理解可能な）少年の行動や状態を解釈し直すことによって組み立てられてもいる。少年の（過去の）行動や状態を、最終的な処分選択の場面でどのように読み解くことがふさわしいのかという基準、すなわちこの少年に保護を与えなければいかなる再非行可能性をもつのか、反対に保護を与えればいかなる矯正可能性（成長発達可能性）をもつのかを判断するための基準は、裁判官の合理的裁量のもとで運用される、少年審判手続きという実践のなかにこそ備わっているのである。

こうして、少年に対する処分もまた、再非行可能性と矯正可能性（成長発達可能性）に見通しを与えるべく要保護性判断にしたがって、裁判官の合理的裁量に支えられながら導かれることになったのである。最終的に自由剥奪をともなう中等少年院送致が選択されたのは、社会調査の結果を媒介にして、犯罪事実や犯情の軽重と少年の資質や生育環境の問題点とのバランスを保ちながら、要保護性にもとづく少年の責任が組織されえたことの帰結なのであった。

以上によれば、なるほど本件の罪質・態様の重大・悪質であること、社会に与えた衝撃の甚大であること、遺族の被害者感情等は刑事処分を相当とするに十分なものがあるが、

上述した少年の加巧の経緯、Aとの犯情の軽重、反省状況、少年の資質上の問題点の矯正可能性等の諸点に照らすと、全体としての保護相当性は失われていないというべきであり、もし、少年を検察官送致した場合には、少年に対し実刑判決が言い渡され少年に対する処遇としていかにも適切でない結果を招来することも考えられるので、結局少年に対しては、前記資質上の問題点の矯正のため強力な専門的な施設教育を施すのが相当であると思料する。／よつて、少年を中等少年院に送致することとし、少年法24条1項3号、少年審判規則37条1項を適用して、主文のとおり決定する。[96]

5 おわりに

本稿では、犯罪少年の責任が組織される方法を明らかにするために、エスノメソドロジーの視角から少年審判記録の分析を試みた。法学研究のなかで論じられてきたように、日本の少年法のアイデンティティは、いわば「保護における責任」「保護あつての責任」と表現しうる枠組みにこそ存在する。また、こうした少年法のあり方は、実際の少年審判の場面において、裁判官がどこで、どのように合理的裁量にもとづく判断を下すのかという点と密接に関係している。それゆえ本稿は、A.Cicourelの方針にならない、少年審判という実践のなかで、裁判官がさまざまな手がかりを用いて事件にかんする「事実」をいかにして構成していくのかという側面から分析を行った。

分析の結論は、つぎのようにまとめることができるだろう。重大事件をおこした犯罪少年の責任は、単に彼／彼女を「凶悪・悪質な犯罪加害者」とだけ見なすのではなく、「保護すべき

未熟な年少者」とだけ見なすのではない、いわば両者を統合した判断形式から導かれている。審判記録の分析から示されたように、一方では、少年は「まことに悪質」な犯罪加害者と見なされていた。しかし他方で、いじめや脅迫などの事情が少年のパーソナリティとの連関から把握され、さらには生育環境にかんする科学的証拠の活用をとおして、犯行の原因をほかでもなく少年の「未熟な人格」へと帰属することが可能となっていた。つまり、命令されるままに唯々諾々と犯行に追従したという悪質な行為の原因を、ほかでもなく少年の「未熟な人格」へと帰属することによって、裁判官は彼の要保護性にもとづく責任を組織しえたわけだ。このことは、犯罪少年の責任をめぐってなされる判断や推論が、厳罰か保護かという外在的な二分法には決して回収しえない方法によって展開されていること、すなわち経験的な少年審判例研究が重要性をもつことを示しているのである。

本稿の取り組みは、1980年代半ばの一審判記録の事例分析にすぎない。しかしながら私たちは、重大な少年事件が生じるたびに浮上する厳罰主義か保護主義かという対立的議論と向き合いながら、今日の少年司法がおかれている状況を冷静に把握していく必要がある。そしてそのためには、実際に判断や推論が行われている少年審判という実践に着目したうえで、裁判官がそのつどいかにして事件にかんする「事実」を構成し、少年に処分を言い渡しているのかという点、また「保護における責任」「保護あつての責任」という法学上の枠組みが、裁判官のいかなる活動や判断の形式から導き出されたものであるのかという点を、一つひとつ検討していくほかないだろう。社会学の立場から少年審判例研究を蓄積していくことは、法学上の議論および実務上の議論に資することにもなるはずだ¹²。

注

¹ 年少者保護制度の歴史をたどるなかで、この点を学校教育制度との関係から論じた社会学研究として、元森（2014）が挙げられる。

² もっとも、少年法上の責任概念の解釈についても諸説ある。たとえば法学者の佐伯仁志が支持しているように、それを刑法類似の責任ととらえ、侵害原理を基盤とするものと説く見解も存在する（佐伯 2001）。

³ それゆえ瀧川（2003）の表現を用いれば、少年法上の責任が組織される状況は「未来責任状況」と呼ぶことができるかもしれない。未来責任状況とは、単に規範に違反したか否かが問題となるのではなく、ある規範に照らして、未だ生じてはいない事態にいかに対処するかに関わる責任状況を指す。たとえば、親が子の養育に責任を負うべきことは、将来の事態にいかに対処するかに関わる未来責任状況のひとつである（瀧川 2003：18-19）。

⁴ 早川によれば、少年保護事件における非行事実の認定は、人権保障機能の観点からきわめて重要な活動である。病気にせよ犯罪にせよ、早期発見・早期治療の精神が重要であることはいままでもないが、犯罪的徴候が認められただけで審判に付すことが正当化されるなら、法の人権保障機能ないし謙抑主義の立場は放棄せざるをえない。また、犯罪予測についての科学的研究の未熟性をふまえば、非行事実を認定することは、少年の犯罪的徴候を把握するためのもっとも確実に安全な方法であるという（早川 1967）。

⁵ 少年審判が目指すのは、非行や犯罪事件の大小や行為結果の重大性をもつ意味を、少年の要保護性から読み解く活動であると思われる。裾分によるつぎのよう論述が参考になるだろう。

例えば、二人の少年があつて、その各々の非

行が日時、場所、非行の手段、被害の程度等外面的には全く似た様な事案の場合においても、その夫々の非行が両少年にとって有する意味は異なつたものであろう。それを的確に把握する為には環境、素質、経歴等々諸々のデータを科学的に処理……して追及することが必要である。（裾分 1952：95）

この点にかんしては、平場（1989）が「人格完成途上の少年には、成人において犯罪とされるものに対応するのは非行であり、「犯罪を犯した少年も非行少年と意味換えされる」と述べることに通じる（平場 1989：9）。

⁶ 岡田（2012）では、幼年児童への強制わいせつおよび誘拐殺人事件をおこした累犯少年の審判結果が参照されている。審判のなかでは少年調査票や鑑別結果通知書、精神科医の証言などが参照されたのち、この少年には検察官送致が決定され、懲役5年以上10年以下の不定期刑が言い渡されたという。それに対して岡田は「科学主義に基づく証拠が少年に厳しい判決をもたらす場合があるという現実」を指摘している（岡田 2012：4-9）。

⁷ 『家庭裁判月報』に収録された少年審判例を研究素材として分析することは、少年審判理論の発展にとっても不可欠な作業である。山口によれば、「審判例研究」は、司法による規範的解決活動を“事実”の論理から批判検討するための重要性をもつ。とはいえ、審判例研究には確立された方法がないこと、『家庭裁判月報』には少年調査票や鑑別結果通知書などのデータの多くが公表されないことなどの制約もある（山口 1991：171-188）。

⁸ 『家庭裁判月報』第38巻第7号、90-96項

⁹ この事件は当時の新聞各紙でも連日報道がなされていた。たとえば事件の原因として、「長い航海から来た異常心理による犯行」（『朝日新聞』1985.10.16朝刊、23面）という語彙が用いられ

ている。また、「何が原因なのか全く思い当たらない」という教師の発言（『読売新聞』1985.10.16夕刊、15面）や、加害者2人が被害者に「日ごろから劣等感を抱いていた」という動機（『毎日新聞』1985.10.16夕刊、9面）なども報じられている。

¹⁰なお、本稿は刑法60条の「共同正犯」規定に踏み込んで分析を行うものではない。これについては別稿での検討を要する。

¹¹Coulterが述べるように、たとえば私たちは「彼がそれをしたのは、彼はXであるからだ」とか「彼女はXであるために、そう言ったのだ」など

と、他者の活動をその人のパーソナリティの特徴から説明づけることが多々ある。他者の活動を、まさにその人のパーソナリティ特性によって引き起こされたものと見なすことで、私たちは出来事を首尾よく説明することができるわけだ。なお、Coulterの議論を刑事裁判の分析に応用した先行研究としては、小宮（2011）を参照している。

¹²とはいえ、本稿には、人間諸科学の知識にもとづいて社会調査結果が導かれる過程や方法それじたいを分析していないという限界がある。その点については今後の少年審判研究に期したい。

文献

安藤正博, 1985, 「処分選択の原理」『講座少年保護 第2巻』大成出版社, 238-302.

鮎川潤, 2002, 『新版 少年非行の社会学』世界思想社.

Cicourel, Aaron V., 1968, *The Social Organization of Juvenile Justice*, New York: Wiley.

Coulter, Jeff, 1989, *Mind in Action*, Oxford: Polity Press.

土井隆義, 1991, 「少年法の理念はいかに機能しているか——デュルケム社会学の視座から」『社会学評論』42(3): 51-65.

後藤弘子, 1997, 「犯罪少年はどう扱われるのか——少年保護手続の流れ」後藤弘子編『少年犯罪と少年法』明石書店, 89-150.

早川義郎, 1967, 「少年審判における非行事実と要保護性の意義について」『家庭裁判月報』19(4): 1-25.

Heritage, John, 1984, *Garfinkel and Ethnomethodology*, Cambridge: Polity Press.

平場安治, 1989, 「ゴールト判決以降の少年審判問題」『家庭裁判月報』41(10): 1-41.

廣瀬健二, 1998, 「処遇選択における非行事実の機能・要保護性との関係」『別冊ジュリスト少年法判例百選』147: 122-5.

法務省法務総合研究所, 1985, 『犯罪白書（昭和60年版）』大蔵省印刷局.

井上公大, 1970, 「非行臨床の方法論的考察——調査官調査における科学性は如何にして担保されるか」最高裁判所事務総局『家庭裁判所資料 家庭裁判所の諸問題（下巻）』88: 367-88.

岩井隆義, 1998, 「要保護性のないことが明らかな場合と事実確定の要否」『少年法判例百選』別冊ジュリスト147: 104-5.

加藤学, 2012, 「第9条（調査の方針）」守屋克彦・斉藤豊治編『コンメンタール少年法』現代人文社, 166-70.

川出敏裕, 2008, 「少年法の概要と基本理念」『法学教室』331: 146-56.

Kempf-Leonard, Kimberly and Elica S.L. Peterson, 2000 “Expanding realms of the new Penology,” *Punishment & Society*, 2(1)

- 北澤毅・片桐隆嗣, 2003『少年犯罪の社会的構築——「山形マット死事件」迷宮の構図』東洋館出版社.
- 小宮友根, 2011,『実践の中のジェンダー——法システムの社会的記述』新曜社.
- 森田明, 1999,『未成年者保護法と現代社会——保護と自律のあいだ』有斐閣.
- , 2005,『少年法の歴史的展開——〈鬼面仏心〉の法構造』信山社.
- 守屋克彦, 2012,「第1条(この法律の目的)」守屋克彦・斉藤豊治編『コンメンタール少年法』現代人文社, 34-41.
- 元森絵里子, 2014,『語られない「子ども」の近代——年少者保護制度の歴史社会学』勁草書房.
- 間庭充幸, 2002,『犯罪の深層』有斐閣.
- 岡田行雄, 2012,『少年司法における科学主義』日本評論社.
- 佐伯仁志, 2001,「少年法の理念——保護主義と責任」猪瀬慎一郎・森田明・佐伯仁志編『少年法のあらたな展開——理論・手続・処遇』有斐閣, 35-54.
- 斉藤豊治, 2012,「第22条(審判の方式)」守屋克彦・斉藤豊治編『コンメンタール少年法』現代人文社, 279-300.
- 裾分一立, 1952,「少年保護手続に関する一考察」『家庭裁判月報』4(10): 88-9.
- 鈴木陽一郎, 1998,「要保護性判断と共犯者間の処分の均衡」『少年法判例百選』別冊ジュリスト 147: 110-1.
- 高内寿夫, 2003,「現行少年法における『責任』概念について」『法政理論』35(4): 75-113.
- 瀧川裕英, 2003,『責任の意味と制度——負担から応答へ』勁草書房.
- 辻脇葉子, 2003,「少年の「責任」概念の形成——「青年期」の社会的構成とアメリカ少年司法の変容」『明治大学情報コミュニケーション学研究』1: 26-56.
- 矢口洪一, 1979,「家庭裁判所三十周年を迎えて」『家庭裁判月報』31(9): 5-12.
- 山口幸男, 1991,『司法福祉論』ミネルヴァ書房.
- 全司法労働組合, 1984,『家裁少年審判部』大月書店.

(あきもと こうよう、筑波大学大学院人文社会科学研究所国際公共政策専攻博士後期課程、

koyoakimoto@yahoo.co.jp)

(査読者 元森絵里子、小宮友根)

How can Juvenile Court Judges Place responsibility on Youth Criminals ?

Koyo AKIMOTO

This article aims to clarify how judges place responsibility on youth criminals at juvenile trial. There have been a lot of controversy about policy of treatment for youth criminals between retributivism and protectionism since the Juvenile Law came into force. However, quite a number of legal studies have pointed out that there is no discrepancy between retributivism and protectionism in the the principles of the Juvenile Law in Japan. Therefore, we attempt to analyze procedures for constructing “facts” by juvenile court judges from the ethnomethodological perspective in reference to a trial record in 1980s. Our socio-logical approach would provide a foundation to have productive discussions about constitution of the juvenile justice system in Japan.